

《資料 1》

渡名喜村観光案内所における飲食店運営事業者募集に係る条件等

1 飲食店部分

- (1) 場所 渡名喜村観光案内所 2階
- (2) 面積 客席・厨房 56.83 m²
- (3) 設備概要 以下のとおりであり、詳細は現地確認により確認ください。

ア 客席部分

- ・空調設備 天吊吹き出し空調
- ・照明設備 ダウンライト
- ・カウンター 13席
- ・テーブル 3卓
- ・椅子 12脚
- ・電子レジスター 1台
- ・無線LAN設備 なし

イ 厨房部分

- ・熱源（ガス） ガス配管有
- ・給水 給水 40φ
- ・照明設備 ダウンライト
- ・ガスレンジ 1台
- ・冷凍冷蔵庫 1台
- ・製氷機 1台
- ・ディスプレイショーケース 1台
- ・シンク 一層1台、二層1台
- ・調理台 2台
- ・食器棚 1台

2 施設利用形態

(1) 利用形態

入店決定者（以下「決定者」という。）は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、村と賃貸借契約を結んで頂きます。

(2) 使用上の制限

許可用途以外に使用すること、また、許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 原状復旧費用

退去する際の原状復旧費用は決定者の負担とします。

3 経費負担

- (1) 基本的な設備は村で設置しますが、それ以外の什器等については決定者において準備してください。既存の厨房設備、客席部分の机及び椅子をそのまま利用する場合は無償とします。
- (2) 備付備品、設備、厨房機器の維持修繕は決定者の負担とします。
- (3) 渡名喜村観光案内所の設置及び管理に関する条例施行規則別表に定める使用料を村が発行する納入通知書により納付していただきます。使用料については、35,000円/月（消費税込）です。
- (4) 光熱水費（電気・ガス・上下水道）については、決定者の実費負担となります。
- (5) その他の経費（清掃等、施設管理に必要な経費）については、決定者の負担とします。

4 営業条件

- (1) 営業日は、利用者の利便性を考慮し、定期的な営業日を設定してください。
- (2) 営業時間は8時30分から19時までを基本としてください。
- (3) 地産地消を推進する飲食物を提供してください。

5 その他の条件

- (1) 決定者は、決定後に営業する権利を他人に譲渡又は再委託することはできません。決定者自らが営業するものとします。
- (2) 食品衛生法その他の関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。
- (3) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可については、決定者が取得してください。
- (4) 従業員には定期健康診断を受診させる等、健康管理を行ってください。
- (5) 廃棄物の処理は決定者の責任において適正に行ってください。
- (6) 店舗内及び周辺を清潔に保ち、当案内所の美観や衛生環境を損なわないようにしてください。
- (7) 案内所は敷地内禁煙です。
- (8) 案内所が休館日であっても、店舗営業は可能です。
- (9) 店舗の看板等の設置場所や規模（高さ含む）、デザイン、色彩等については、施設との調和に配慮することとし、設置にあたって事前に村と協議し了承を得てください。
- (10) 客数、売上額の月次報告や決算期ごとの経営状況の報告をしていただきます。また、事業計画どおり運営されているか確認を行うことがあります。
- (11) 酒類の提供は可能です。
- (12) 防火・防災管理については、村の指示に従ってください。
- (13) 施設賠償及び生産物賠償を補償する店舗保険等に加入してください。
なお、補償金額等詳細な内容については決定者の責任において決定し申請してください。
- (15) その他、村からの指示については、速やかに対応してください。

《資料 2》

飲食店運営事業に関する事業計画等評価採点基準表

審査項目	審査のポイント
1 審査資格	応募資格を有しているか。
2 出店コンセプト等	出店コンセプト等が公共的施設（渡名喜村観光案内所）にふさわしいか。
3 サービスの妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 営業日、営業時間は適切に設定されているか。・ メニューの種類や価格は適正に設定されているか。
4 独自性	アピールできる事項や優位性がある事項があるか。
5 計画の実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の実施体制が整えられているか。・ 店舗運営内容に実現性があるか。

《資料3》

渡名喜村観光案内所 2階平面図

